

## 近隣自治体の男女平等参画センター視察報告

資料3

自治体	武蔵野市	調布市
施設名称	武蔵野市男女平等推進センター「ヒューマンあい」 (武蔵野市市民会館1階)	調布市男女共同参画推進センター (複合施設「調布市市民プラザ あくろす3階」)
開館時間	午前9時から午後10時まで	平日午前8時30分から午後5時まで
休館日	木曜日・年末年始	土日祝、あくろす休館日、年末年始を除く
所在地	〒180-0022 武蔵野市境2-3-7(市民会館1階)の一角 ※武蔵境駅nonowa口下車 徒歩5分	〒182-0022 調布市国領町2-5-15(コクティ―市民プラザあくろす3階) ※京王線国領駅すぐ ※2階:市民活動支援センター、3階:住民票等交付窓口、産業労働支援センターが入った複合施設
施設・組織概要	・平成28年10月に現在地へ移転 ・平成24年度より、委託から市直営へ変更 ・男女平等参画所管課は、当センターに所在	・平成17年に市の再開発に伴い移転。 ・事業運営は市が直営し、指定管理者が「施設管理」「資料貸出受付」を行う。 ・男女平等参画所管課は、当センターに所在
運営方針	(HP抜粋(一部略)) 男女平等推進センターは、男女平等社会の実現を目指し、男女平等の推進に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として設置された、武蔵野市の活動拠点施設です。 ひとりひとりが互いを尊重し、性に対して公平で、誰もが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とし、事業を展開しています。	(HP抜粋) 男女共同参画推進プランの推進、配偶者暴力防止のための施策、団体活動支援、男女共同参画を推進するための講演会や講座、広報紙の発行、相談事業を行っています。 また、女性の交流と社会参画を目指して、公募市民の参画する男女共同参画推進に関する会議等を開催し、男女共同参画社会の実現の促進、活動の活性化に努めています。
根拠条例、附属機関等	・根拠条例:武蔵野市男女平等の推進に関する条例 ・諮問機関:武蔵野市男女平等推進審議会 ・男女平等推進センター企画運営委員会を設置 (構成)公募市民、団体推薦、市職員等	・根拠条例、諮問機関は無し。 ・調布市男女共同参画推進センター運営委員会を設置。(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条に基づく協議会) ⇒「女性活躍」分野の事業内容のみ、本協議会で意見をもらい決めている。 (構成)公募市民3人、有識者3人、団体等推薦者3人
職員体制	・職員2人(担当課長、課長補佐(センター長)) ・会計年度任用職員 6人 (事務補助2人、企画専門事務職2人、夜間勤務担当(相談事業実施時勤務※)2人) 計8人 ※ 相談事業実施時は、職員1人と会計年度任用職員1人の2人で対応。	・職員5人(課長1人、課長補佐兼係長1人、職員3人) ・会計年度任用職員 5人 (※1人欠員) (事業コーディネーター3人、事務補助1人、再任用1人) 計10人
実施事業	●講座 6月、男女共同参画週間に合わせて「男女共同参画推進週間事業」実施(男女平等推進センター企画運営委員会協力)、その他各種講座やイベント実施。 出前講座(令和6年度～保育園、小学校から申込を受けて実施) ●相談 女性向け、性の多様性に関する相談事業を実施。男性相談は未実施。 ●情報収集・提供 男女平等参画に関する図書、雑誌等を収集、貸出を行う。 ●市民活動支援 男女共同参画社会の実現を目指す団体活動支援(施設の優先利用、登録団体への補助金助成(上限5万)) ●その他 パートナーシップ宣誓制度、生理用品の配布 等	●講座 11月に「男女共同参画推進フォーラム」開催(実行委員会方式)、その他各種講座やイベント実施。 出前講座(デートDVに関する講座、中学校から申込を受けて実施) ●相談 女性向け、男性向け、性の多様性に関する相談事業を実施。グループ相談も実施。 ●情報収集・提供 男女平等参画に関する図書、雑誌等を収集、貸出を行う。 ●市民活動支援 男女共同参画社会の実現を目指す市民グループへの活動の場や情報の提供、市民グループ間の交流推進など(登録制ではない) ●その他 パートナーシップ宣誓制度、生理用品の配布 等
相談事業	●女性総合相談(予約制) ●女性法律相談(予約制) ●むさしのにじいろ相談(対面:予約制、電話:予約不要)	●女性の生きかた相談(対面:予約制、電話:予約不要) ●女性のための法律相談 ●女性のための仕事&生活サポート相談 ●女性のヘルスケア相談 ●働く女性の人生相談 ●男性のための相談 ●多様な性に関する相談
相談事業に関する特記事項	・当日予約を受け付けている。 ・予約受付、問い合わせは職員が対応(相談実施時間帯は職員が常駐) ・DV相談窓口は女性相談支援員配置部署(三鷹市と同じ)	・当日予約を受け付けている。 ・予約受付、問い合わせは職員が対応(相談実施時間帯は職員が常駐) ・センターがDV相談窓口となっている(実際の所管は非公表) ⇒相談があった時はセンター職員が一時対応、女性相談支援員に繋ぐか否かは話を聞いて判断
特徴	・企画専門事務を配置している。 ・事業の企画・運営は市民協働で実施している(男女平等推進センター企画運営委員会)。 ・男女平等参画に関する情報拠点となっている(図書等関連資料の収集、貸出を予算化)。 ・センターの独立したHPがあり、情報が集約されている。 ・男性相談は実施していない。 ・相談事業の「インテーク機能」はない。	・事業専門職員(男女共同参画コーディネーター)を配置している。 ・事業の企画・運営は市民協働で実施している(男女共同参画フォーラム)。 ・男女平等参画に関する情報拠点となっている(図書等関連資料の収集、貸出を予算化)。 ・センターの独立したHPがあり、情報が集約されている。 ・DV相談も含め、男女平等参画に関する相談の「インテーク機能」を持っている。 ・条例、諮問機関は無い。 ・施設が充実しており、各種事業をセンターで実施できる(大ホールもあり)。相談室の秘匿性も高い。